

フェミニズムと「売買春」論の再検討

——「自由意志対強制」の神話——

菊 地 夏 野

1 はじめに：問題の所在

90年代にはさまざまな立場から売買春について議論が交わされた。しかしそれらの議論はどこか行き詰まっているように感じられる。本稿では、それらの議論を整理し、前提となっている枠組みを抽出する。そしてその枠組みによって見えなくされているものについて考えてみたい。

したがって、本稿では「売買春」を言説的側面から考察する。「売買春」という言葉によって意味されていることは論者によって、文脈によって違う。ここでのねらいは、「売買春」という言葉の一般的定義を確定することではなく、複数のテキストから表れる意味付けや定義の幅、論の錯綜するさまを追っていくことである。つまり「売買春」の定義が目的なのではなく、その論じられ方を追うことで、「売買春」の言説的位置を明らかにし、そこでの矛盾や葛藤を説いていくことが目的である。

売買春を論じるのは難しい。なにかの意見を表明することが即その発話者の立場を固定したり人格を表したりするように受け止められやすい。とくに、90年代に「売春は悪くない」とする複数の主張が目立つようになったことにより、売買春について論じることはそれが「良いか悪いか」という問いに収斂するかのような了解はさらに熱を帯びるようになった。「良いか悪いか」という軸は普遍化の身振りをたいてい伴う。善悪を全面的に判定できる無垢な主体がいると信じているかのように。さらにその善悪決定論を支えているのが、「自由意志」対「強制」という枠である。90年代には、この枠によって善悪が論じられた。つまり「自由意志による売春であれば良いが、強制であれば悪い」という論理である。

本稿ではそのような売買春論の身振りが何を切り落とすものなのか考えてゆく。そして出来る限り売買春を社会関係において考察するために、求められる視座を明らかにしたい。まず初めに、売買春の善悪還元論を見ていく。90年代売買春論の起こった背景を見たうえで、その肯定論・否定論双方が共有している枠組みを明らかにする。そしてそれを受けて、売買春を内面的に言語化・文脈化するためには、「分断される存在」としての「女性」の表象が有効であることを提示したい。

2 売買春の善悪二元論

2-1 「悪くない論」が出てくるまで

これまで売買春が社会科学のなかで主題になることは少なく、その中でも犯罪社会学あるいは社会病理学において「問題行動」「女性の非行」として扱われていた。売買春がそのように一面的な扱いしか受けなかった背景には、「性」にまつわる現象そのものが社会科学の重要な主題とはされなかったという問題がある。「性」的現象は生物的欲求つまり本能にもとづくものであり、理性によって道徳的に抑制されるべきものであると認識されていた¹。したがって、売買春は男性の「生物的欲求」すなわち「性欲」ゆえに存在する現象とみなされ、それは普遍的に存在するかあるいは文化的進歩によってなくなっていくものと捉えられていた。そのために、売買春をひとつの重要な主題として他の労働経済や社会組織との関連のなかで社会科学的に考察することはほとんどなかった。

◆女性史と売春防止法パラダイム

他方、歴史学とくに女性史では売買春の問題は一定の認知を受けてきた。女性運動と密接な関連をもちながら進められた女性史研究は、売買春についても女性運動、ここでは廃娼運動と発想を共有していたといえる。そこでは、まず売春は女性差別の象徴であり、根源であるという前提から出発する。したがって売春をなくすことが女性差別をなくするために最も重要であり、運動の成果である売春防止法が肯定される。

ここで本論の主題において重要な意味を持つ売春防止法（以後は売防法と略）について吟味しておきたい。売防法は1956年に制定、1958年から全面施行されている。その成立経緯は、一般的には市川房枝ら女性議員たちに主導される女性たちの運動の成果と見なされる²。法の内容については、最大の特徴として、売買春を禁止するのではなく、売春を防止する法である点を指摘できる。売防法は売買春を禁止・処罰するものと誤解されることが多いが、実際にはそうではない。確かに、第3条で「何人も、売春をし、またはその相手方となつてはならない」としているが、これについては何ら罰則が設けられていない。売防法の目的は売買春の禁止ではなく、「売春を防止すること」にあるのである。そのために、「売春を助長する行為」³を処罰し、「性行または環境に照らして売春を行うおそれのある女子」に対して「更生措置」をとる。そしてこのようにして売春を防止するのは、第1条に定められるように「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものである」か

¹ Coward [1983] 参照。

² 藤目 [1997] 参照。

³ 「売春を助長する行為」とは女性による勧誘や第三者が女性に売春をさせたり、場所や資金等の提供をすることなどを指す。

らとする。

では売防法は性産業の現場に対してどのような影響を与えているのだろうか。第一に個人売春を行うのが困難になる。風俗店に属さない個人売春の場合、女性自身が宣伝・勧誘することになるが、これらは売防法第5条により処罰されるため、難しい。そのため大半の場合、風俗店で働き、性的サービス⁴を行うことになる。風俗産業には風営法⁵が適用される。だが、売防法によって風俗産業には「性交」および「性交類似行為」は行われていない建前になっているため、女性の行う性的サービスは本人が自発的に行う「ボランティア」や「自由恋愛」のような扱いを受ける。実際には性的サービスが仕事の主要な内容であり、それに対して給料が支払われているにもかかわらず、「労働」として認知されず、労働者としての権利を保護されなくなってしまう。具体的には、客から暴力や強制を受けたり、あるいは雇用者から不当に搾取されても抗議や交渉を行うことが困難になる。

以上のように売防法は売春を「労働」ではなく「犯罪」とし、働く女性よりも店や客側の実権を保護するような機能を果たしているのである。

売防法を根底的に考えるならば、その問題は売買春を把握する発想にある。売春は「公序良俗」と「人間の尊厳」に反するから問題となり、売買春を実行した者ではなく売春を「勧誘」した女性が処罰される。売買春を性道德の問題に還元し、女性の側に責任を課すのである。

当時の女性運動団体は「公序良俗」を根拠にする法律を求めたのではなかった。「女性差別としての売買春」を禁じることを要求した。だが、他の諸勢力との交渉の結果、妥協の産物として現行の売防法になった。

売買春を批判するときに「公序良俗」に反するからとするか、「女性差別」であるからとするかでは大きく異なる。大勢をいえば、「女性差別」を批判するときには「性のダブルスタンダード」を射程に入れるから、それを固定する「公序良俗」も批判される。だが、「女性差別」という言葉は曖昧である。

「公序良俗」を肯定しながら「女性差別」を批判する言説もある。つまり「公序良俗」を守る範囲内で「女性の権利」を主張するということになる。売買春の議論が複雑に見えるのは、このように多数の軸が錯綜するからだろう。そして混乱した多数の軸が「良いか悪いか」というひとつの問いに収斂していくという構図になっている。

2-2 高橋喜久江の言説：「すべて強制だから悪い」

90年代以前の否定論の典型としては高橋喜久江の言説がある。彼女は矯風会に所属し、1970年代から「売（買）春問題と取り組む会」のリーダーとして反売春運動を率いてきた。

⁴ 「性交」すなわち性器挿入、フェラチオやアナルセックスなど。

⁵ 風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律。1985年制定。

高橋の主張は、売（買）春を徹底的に否定する。「売春は職業か」と自問し、「しかし存在するから」として職業と見なしてはならない。売春は泥棒と同じく、本来あってはならないものであるが、人間のかなしさ、人生の荒波がそれを派生させている」と答える。

性差別の極限が売春である。本来、対等であるべき男と女の性の関係が最も対等でないかたちが売春である。性は歓びの行為であるはずなのに、女にとって苦役、男にとっては単なる排泄になっているのがバイシュン（売春・買春）である。互いに相手の人格の尊厳を侵し傷つける行為がバイシュンである。売春婦の心がボロボロになり廃人にもなっていくのなら、買春夫も人格破壊者、欠損者となり自分のみならず家庭と社会に害毒を流す存在である。[高橋;1981: 52-53]

ここで特筆すべきことは、「売春婦・買春夫」を「家庭と社会」に敵対的な存在と位置づけていることである。さらに、

売春婦に喜んでなる女性はいないであろう。多くの選択肢が与えられれば転落の途をえらぶとはいえない。自由意志で売春の道に入ったのではなくその転落は社会的に強いられたかたちだといえる。人生の荒波をかぶり社会のびすみに足をとられてそのままずると泥沼の世界に入ってしまうのだ。彼女たちは心の奥では決して売春をよいこととは思っていない。売春を恥じる気持ち。人間に先在、潜在するこの英知を大切に育てていく社会が必要である。[高橋;1981: 53]

高橋の論では、「対等」で「歓びの行為」であるべき男女の性は家庭内にはあるが、売春においては決してえられない、ゆえに売春は悪であるという判断があり、それは「人間に先在、潜在する英知」として本質化されている。

このような論理は近代社会における反売春運動を大きく規定したものである。なぜ家庭内性行為が売買春の性行為より一般的に価値があるのか、またこのような「売春＝悪」論は多くの社会で根強いにもかかわらず同時になぜ性産業は維持されているのかなど多くの疑問は不問のままで、この言説は支持を得てきた。

90年代の論争は高橋らのような言説を批判するところから始められた。

2-3 橋爪・瀬地山の言説：「自由意志だったら悪くない」

橋爪大三郎「売春のどこが悪い」と瀬地山角「よりよい性の商品化へ向けて」は90年代の売買春論の端緒を切った。

二人の論の第一の共通性は、売買春における女性への搾取・暴力を売買春に副次的なものとして切

り捨て、搾取・暴力を伴わない「本質的な」売買春について語ろうとする点である。

売春に搾取や加害／被害関係はつきものなため、売春に対する古典的な批判はいつもこの点をやり玉にあげてきた。しかしそれでは、売春そのものを批判したことにならないのではないだろうか？ [橋爪;1992: 11]

最初に断っておかなければならないが、かつてよくみられたような、監禁に近い状態にして無理やり売春婦として働かせる強制売春は論外である。それは売春そのものの善悪とはさしあたり独立に、ただ単にそれが身体的自由を奪っているという理由で、否定される。… (略) …ここで問題とするのは、そうした強制の見られない、自由意思によって働いていることが確認できる場合である。 [瀬地山;1992: 61]

しかし、暴力・搾取の伴わない「自由意思」による売買春を「そのもの」として本質と規定することで隠蔽されるものはなんだろうか。

この裏返しの言説として、売買春を「自由意思／強制」に分け、暴力・搾取を伴う強制売春のみを問題として論じる枠組みがある。この枠組みは過去にも存在し、例えば藤目[1997]によれば、19世紀末から20世紀初めのヨーロッパにおいてもあった。初めはフェミニストの売春統制反対運動としてあった流れが、統制反対派・売春禁止派のみならず公娼制度を支持する人々も協同して参加する婦女売買禁止運動へ変質した。結果的に1910年のパリ会議において国際条約が締結され、婦女売買の問題は未成年者の場合と暴力や詐欺によって売られた成人女性の場合に限定された。貧困が理由で売春する成人女性は、非難されるべき特殊な女性とされてしまった。

「自由意思／強制」の区別は、女性への暴力・搾取を強制売春にのみ必然的なものとし、自由意思の売春においておこる暴力・搾取は問題にしない。人身売買や強制連行によってなされる売春ではなくとも、そのなかでは雇用者による搾取や買春者による暴力は起こりうる。「自由意思」とは、性的サービスを取引することを選んだものであっても、そのなかの、あるいはその周辺の搾取や暴力を容認するものではないのである。普通の労働では成立しているこのような認識は、性的サービス（性労働）においては成立しない。性労働がこのように一般の労働から排除されているところにこそ問題がある。だが「自由意思／強制」の枠組みはこの問題を見えなくしてしまう。問われるべきは、橋爪・瀬地山らが本質でないとして切り捨てた「暴力・搾取」「加害／被害関係」がなぜ売買春に密着させられているのかということである。

二つめの共通点は、議論を売春女性の性意識・モラルに還元している点である。

売春の何がもっとも苛酷かといえば、それは過重労働でも搾取でもない。売春を職業として支える勤労の倫理（エートス）が見出だしがたいということだ。〔橋爪;1992: 25〕

瀬地山：性の自己決定権を踏みにじる行為など言語道断です。…（略）…ただし、そう（性＝人格論、引用者注）ではない性の意味づけのされ方はありえて、ひょっとしたら普通の暴力と変わらない程度のショックの受け方があるかもしれない。（瀬地山＋角田由紀子の対談、朝日新聞 98 年 7 月 4 日）

とする。この議論によれば、売春女性が「性＝人格」という倫理観をなくせば、性暴力の傷も軽くなり、売春の苛酷さもなくなるということになる。

橋爪・瀬地山の議論は前に見た高橋のものと相補的である。つまり、両者とも、売春女性の「性の意味付け」と意志を設定し、その内容を良いか悪いかの根拠にする。高橋は、「売春婦に喜んでなる女性はいない」という。自由意志の売春はありえないとする。それに対して橋爪・瀬地山は強制ではない自由意志の売春であれば悪くないとする。言いかえれば高橋の場合、「売春＝悪」という前提があり、それを証明するために「売春を良いこととは思っていないが強制的に転落させられた売春婦」という表象が作り出される。一方、橋爪・瀬地山は「悪くない売春」を見出すために、「自由意志」で売春する女性を作り出す。また、暴力との関連で見れば、高橋の場合、売春は全て強制だから全て暴力である。一方、橋爪・瀬地山によれば、自由意志であれば暴力はない。しかし、良いか悪いかを決定するのは誰なのだろうか。また、何のために良いか悪いかを争うのだろうか。

何かひとつの善悪はどのようにでも論じうる。それは売買春以外のことで可能だ。にもかかわらずなぜ売買春の問題は善悪ばかり論じられるのか。論者が売買春の善悪をどう判定するかということと、売買春をめぐる誰かが暴力を受けているということ、あるいはそこに権力関係が存在しているということは別のことである。「良い売春」や「悪い売春」を語るのは可能だし、自由である。だがそのためにいつも、「売春女性」の表象が設定される。「売春女性」の性倫理や「自由意志」が論者の善悪の判定を正当化するために用いられ、特権化される。善悪を判定する主体は明示されないまま、「売春女性」の表象のみが飛び交う。売春を良いと考えるセックスワーカーもいれば、悪いと考えるものもいるだろう。ただそれだけのことだ。そのことと、論者が売春を良いと思うか悪いと思うかは別のことであり、善悪を主張したければ自分の考え、自分の性倫理としていえばよい。

普遍的に善悪を主張し、その根拠に「売春女性」の表象が用いられる。独り歩きする「売春女性」の表象はこのように実体化する。

このような立場が前提としているのは、端的にいえば「売買春を社会科学的に考察すること」を拒む態度である。

3 川畑智子の言説：「善悪を超えた」自由意志対強制

次に、橋爪らを批判して女性論の立場から展開する川畑智子の論を見てみたい。

川畑はまず従来の売春の研究が「善悪といった道徳的価値観を前提として」いることを批判する。そのような姿勢が「売春や風俗産業で働く女性たちの声」を封じてきたからである。善悪の判断ではなく、売春女性に対する暴力や差別を問題化することが重要だとする。

そのために持ちだされるのが「性的奴隷制」の概念である。この概念は、当時論争されていた「性の商品化」の概念から差異化するためにつくられた。「性の商品化」は主にポルノや売春を批判するためのものである。それに対して川畑によれば、「性的奴隷制」はポルノや売春とイコールではない。

問題は、どんな職種にしろ、自己決定にもとづかないで「娼婦性」が商品化されていれば、それは、搾取以前に強制労働であり、性的奴隷制であるといえる。〔川畑;1995: 126〕

<性の商品化>とは、「娼婦性」を商品化した物やサービスの売買である。…「娼婦性」とは、「娼婦らしさ」を記号化した行為、服装、物、話し方等としてとらえることが可能である。そして、「娼婦性」を身につけることを学習することで誰でも「娼婦」を演じることができると考えられる。〔同 126-127〕

つまり、どんな職種であれ、女性本人の意志に反して「娼婦性」が利用されていればそれは「性的奴隷制」であることになる。「女性であれば誰でもこのように『娼婦性』を記号化した商品を消費し、目的に応じて身につけることがある」〔同 127〕から、川畑の主張の核心はあくまでも、女性本人の意志かそうでないかにあることが分かる。

だがこの枠組みはどこかで見覚えのあるものではないか。橋爪らの枠組みに類似しているのである。橋爪・瀬地山は売春を強制的な場合と自由意思による場合に分け、自由意思による売春を本質的とし、それについてのみ論じた。川畑はこの二分法を売春に限定せず、女性をとりまくさまざまな社会生活に拡大した上で、「女性の自己決定」によらない場合のみを「性的奴隷制」として問題にするのである。

売買春をめぐる論争において、「自由意志対強制」という二分法は他にも多く使われる⁶。セックスワーカーの人権擁護を求める運動の根拠としても用いられる⁷。

確かに、川畑の「性的奴隷制」論は、橋爪らの論と違い、大きな意義をもっている。売買春の善悪

⁶ 宮台編 [1998]

⁷ 松沢編 [2000]

還元論を廃し、「売春女性の立場にたったフェミニズムの視点から売春女性に対する性暴力と性差別をテーマとしている」[同 113] こと。これまで売春の研究において「売春女性の立場」がかえりみられることは少なかった。売春に直接携わらない男女が社会病理あるいは女性差別の問題として論じてきた。そのようなあり方から訣別しようという川畑の姿勢は鮮明である。そのような立場からする売春防止法の問題性の説明も鋭い。

しかし、「自由意志対強制」の枠組みでジェンダーをめぐる抑圧は十分にくみ上げられるだろうか。「強制のない自由意志」とはどこで発見されるのか。確かに、例えばセックスワークの契約のさいに応じる意志があるかどうかは確認できる。それは、売春女性が「犠牲者」視されている中では一定の意義があるだろう。だが、それを自由意志とってしまうことが契約遂行過程で起こりうるセクハラや搾取を免罪することにつながれてしまうという問題があったのではない。「自由意志」とはあたかも現状をそのまま肯定することであるかのように解釈されてしまうのだ。そしてまた性産業だけではなくあらゆる社会生活でわたしたちは自分の欲望や思考、行為が「自由意志」なのか「強制」なのか既にわからない地点に立っているのではないだろうか。

また「娼婦性」について川畑は次のように言う。

「娼婦性」の価値は、魅力的な化粧、装飾品、衣装等の付加価値をつけることでさらに上がる。職場では、営業用の付加価値をつけ、公共の場では、身だしなみとして付加価値をつける、遊びにはアフターファイブ用の付加価値をつける。つまり、状況に応じて、同じ行為の意味が変化する。女性であれば誰でもこのように「娼婦性」を記号化した商品を消費し、目的に応じて身につけることがある [同 127]

「女性であれば」と条件づけるが、なぜ「女性」は娼婦性をあてがわれるのか。娼婦性に価値がつけられれば、娼婦性を身につけない女性は相対的に不利益をこうむることになる。この差は、あくまでも「自由意志」の有無に回収され、問い返されないのか。そのように娼婦性によって利益を受けるかどうかの選択をあてがわれてしまうような「女性」の定義や構築は問い直されないのだろうか。

川畑の「性的奴隷制」において、男性は女性の「娼婦性」を利用したり、消費したりするものと位置付けられている。それでは、そのような男性は「自己決定」できているのか？ 川畑は男性にはほとんど言及せず、女性についてばかり語る。

さらに女性は、「娼婦性」を利用するのみでなく、ある行為に「娼婦性」という記号をつけ、それを商品化して「娼婦性」を生産し、売ることもできる。 [同 128]

しかし「娼婦性」を商品化する主体が女性であり、それが女性の「自己決定」にもとづいていれば、問題はないのだろうか。すべてを貨幣に換算し、世界を均質化しようとする資本の回転にまきこまれてしまうことの問題はないのか。

以上のような疑問は、「女性」という主体が自明視されていることから生じている。川畑の議論では、本来的には自由意志をもった「女性」という主体が存在するが、「性的奴隷制」により抑圧されていると考えられている。しかしそのように前提とされた「女性」とはどこに根拠をおくのだろうか。また川畑は「性的奴隷制とは「女らしさ」の規則の強制であり、売春のみならず、現状では、すべての女性の仕事は、性的奴隷制として維持されている」[149]という。しかし全ての女性の仕事を性的奴隷制としまえば、売春女性への偏見・差別は後景に退いてしまう。

何より女性たち自身が売春女性を差別してこなかっただろうか。低賃金労働に女性たちを縛りつけたのは、「売春婦にだけはなりたくない」という自らの思いであっただろう。「ただでさえ女は差別される。だが売春婦にさえならなければ、妻として、主婦として、母として保護される」という直観が、売春女性差別を生んできた。ここでは彼女たちの立場は対立している。

川畑の出発点は売春女性への差別を問題化することであった。だが、女性を全て被害者と見なせば、売春女性への差別も、売買春をめぐる女性内部の抑圧も問えない。

女性自らも自らの抑圧に参加して、させられている。その関わりは、その場面それぞれによってしか気づかれない。犠牲者であるか、加担しているか、無前提には決定できない。売買春の言説的位置ほど、そのような女性内の矛盾を顕わにするものはない。

4 繰り返される「自由意志対強制」——日本軍「慰安婦」問題をめぐって

90年代売買春論は、その多くが学者・研究者の発言であった。長年運動をつくってきた松井やよりは、その状況を批判し、

（売春する）彼女たちの中の、性感染症や妊娠して遺棄されるなど「悲惨」な姿は見えにくいし、また、何万人ものアジア女性が性奴隷にさせられている暗い現実も見えにくい。彼女たちの悲鳴が聞こえて支援活動が続けてきた立場からみれば、あまりにも現実離れた学者談義に違和感を感じる。ただでさえしんどい支援活動に水をかける心理的効果が危惧される。一体そのような学問とは何なのだろうか。本当に価値中立といえるのだろうか。女性学を含め学問は誰のためなのか。[松井;1996: 7]

と書いている。わたしはこの批判を重要なものと認め、売買春論において、直接の当事者である売春

女性たちが発言できる場は少なかったし、さらに支援運動に関わっている者達に対しても十分な発言の機会を提供されなかったことを重く受けとめたい。と同時に、売春女性たちへの搾取・暴力は、売春に携わっていない女性たちへの抑圧と何らかの関連があると考ええる。そのためセクシズムを批判することは、売春女性への暴力を問題化することにつながるし、彼女らとの連帯の可能性が探られるべきだと考える。このような立場で以下考察を試みるつもりである。

だがその上で、実際の運動のなかでは前述のような行き詰まりはなかっただろうか。決してそんなことはない。運動のなかでこそ、より強く行き詰まりは現われていた。

90年代、日本のフェミニズム運動はひとつの課題に直面した。日本軍「慰安婦」制度からのサバイバー達による提起である。彼女たちに強いられた50年間の沈黙はフェミニズムにとって何を意味するだろうか。日本軍「慰安婦」問題は、戦後の日本社会に常に潜在しながら決して注目されなかった。それは「暴力」とは認定されなかったのである。

謝罪と補償を求める運動が継続する一方で、この問題をめぐる議論が展開されている。その中でもフェミニズムに動揺を与えたのが、「慰安婦は公娼、国家公認の売春婦だったから、何の問題もない」という主張であった。だが、それに対する反論は奇妙にねじれていた。「慰安婦は公娼ではない」と反論したのである。「公娼は慰安婦よりも一定の自由をもっていた」という。この応酬の結果、議論の争点は強制連行の文書証拠の有無に移った。しかし、それでは公娼出身の「慰安婦」であれば、あるいは慰安所で金を受け取ってれば、それはなにかを肯定したことになるのだろうか。公娼として働いていたが、困窮の結果、「慰安婦」募集に応じた女性や、だまされて慰安所に連れて行かれ、だが脱出の希望のために軍票を集めていた女性もいる。そもそも、公娼制下で働いていた女性の状況に、搾取や暴力がなかったといえるのだろうか。

なぜ「公娼」は性暴力を批判できないのか。

戦前日本の公娼制は、初期に諸外国からの非難を避けるために1872年娼妓解放令を出し、人身売買禁止という名目を設けた。その上で貸座敷・娼妓規則(1873年)により娼妓の自由意思の営業を容認し、鑑札を交付するという形をとった⁸。このシステムを藤目は「人身売買否定の名目にたって、娼妓の自由意思による<罷業>を国家が許容するという欺瞞的・偽善的コンセプト」⁹と指摘している。一旦、「自由意思」とされてしまえば、実際の売買春の過程でどのように搾取や暴力を受けようと、それらをも容認したものとして扱われてしまう。この図式は現在の売買春論でも用いられている。

ここで起こっているのは、被害者の分断である。金を受け取れば、また自発的に応じれば、それは

⁸ 貸座敷と娼妓からの徴税は安定した恒常的収益となった。当時の娼妓の供給源は、貧農や都市下層部落、被差別部落などがほとんどであった。また娼妓取締り規則(1900年内務省令第44号)には自由廃業が明文化されたが、この「自由廃業」には前借金返済義務が課されたため、廃業可能な例は少なかった。

⁹ 藤目 [1997: 91]

「自由意志」の売春と見なされ、身体を相手に委ねたものとされる。彼女が金と引き換えにしたのは、彼女が想定するある一定の行為であり、身体を自由そのものを売り渡したのではない。そのような取り違えが生じるのは、女性の身体はあらかじめ他者に所有されるものとされているからである。「売る」前の女性の身体はあがめられ、タブーとされ、他方売られてしまえば買った者が何をしても文句をいえない。決定権を奪われた上で分断される。日本軍「慰安婦」問題で私たちに突きつけられている本質的な課題はこのような被害者の分断である。

抑圧に声を上げようとするとき、「自由意志」なのか「強制」なのか踏絵を与えられる。女性たちに課される踏絵をまたひとつ増やすことがフェミニズムの仕事ではない。逆に、踏絵を無効にする実践の模索こそがフェミニズムではないだろうか。

「自由意志」と「強制」の二項対立のまわりには多くの矛盾する感覚がある。わたしたちを取り巻くこのような不明瞭さにおいてこそ、「性」をめぐる抑圧の多層性がある。安易に踏絵をもちだすのではなく、明白な「強制」を不明瞭な息苦しさ、抑圧感とつないでいくことがハルモ二達の提起を受け止めるひとつの実践になるだろう。

人々の怒りを結集しやすい性暴力、一般的に問題化しやすい性暴力だけを批判しても、そもそも女性の身体が分断されている構造へまでは届かない。そのような分断がいつ、どこでどのように生じるのかという問いが必要である。

5 分断される「女性」

5-1 「女性」アイデンティティ

フェミニズムの主体という基盤があると断言してしまうことで、権力の磁場がうまく目隠しされてしまい、そしてその目隠しされた権力の磁場の中でしか主体形成がおこなわれないなら、フェミニズムの主体というアイデンティティなどけっしてフェミニズムの政治の基盤としてはならない。おそらく逆説的なことだが、「女」という主体がどこにも前提とされない場合のみ、「表象/代表」はフェミニズムにとって有意義なものとなるだろう。[Butler,1990=99: 26]

これまで見たように 90 年代の議論では、「自由意志対強制」という枠組みにより売春女性は分断されていた。このような分断はなぜ生まれるのだろうか。

性産業で、性的サービスを提供することで金銭を得ているのはほとんどが女性である。そのため、反売買春運動は売買春を女性差別であると規定してきた。しかしそこでは売春女性と非売春女性の差

異、売春女性への差別がおおい隠されてしまっていた。池袋事件の判決¹⁰に明らかなように、売春女性は、「貞淑な女」というジェンダーを捨てたものとされ、「少々暴力を受けてもしかたない」と見なされるのだ。「貞淑な女」というジェンダーと「貞淑でない女」というジェンダーは、「女」という共通性をもちながらも、暴力を社会的に問題化できる、できないという決定的な違いを結果してしまうほどの距離によって遠ざけられているのだ。そしてその距離は、売春女性の大きな供給源が貧困階層である現在、経済的根拠をもっている。そのような構図がありながら、反売春運動は売春女性の存在が不可視のまま、「女性」を僭称して売春行為を否定してきたのである。

確かに、どのような職業にあっても、女性は「女性」であるという理由で搾取され、暴力を受ける。ドメスティック・ヴァイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、労働の不当評価・搾取、家事労働の貶価、男女の賃金差別……。しかし、ここで立ち戻らなければならないのは、それでもやはり女性は均質ではないということだ。「女性」であるという同一の根拠で搾取・暴力にさらされるということは、その搾取・暴力のありようが同一であることを意味しない。

「女性」であることを理由になされる差別や暴力を批判するときに、「女性」という主体が立ち上げられる。そこで想定される主体も、性差別や性暴力を生む構造から解放されてはいないのである。例えば端的に、売春に反対する「女性」は「自由意志」によって貞操を捨ててはいない女性であった。つまり売春していない女性か、あるいは「強制」売春の被害者のみが売春に反対する資格を与えられていた。このように女性に関して貞操規範への忠誠によって資格を判断することは、「性のダブルスタンダード」として既に批判されてきたことであった。

いいかえれば、これまでの反売春の言説は「自由意志」で売春しない貞潔な「女性」のアイデンティティを構築してきたのである。それが同時に「女性」という言葉の周りにさまざまなレベルにわたる分断や亀裂をつくってきた。

このような、「女性」という集団内部における亀裂はこれまでにいくども起こり、運動が引き裂かれたり、あるいはさらに亀裂を固定化させる結果に終わったりした¹¹。「女性」というカテゴリーはそれだけでは決して存在せず常に他のカテゴリーによってさらに伴われ、修飾されて現われる。そして「女性」というだけでなく、伴うカテゴリーによってさらに分断されていくのだ、「女性」という共有性が見えなくなるほどに。

¹⁰ 池袋事件とは 1987 年、買春男性が契約外の行為を強制したため、売春女性が抵抗の末、誤って刺殺してしまった事件である。判決では「通常の女性」と売春女性とでは性行為に対する抵抗感が異なるとし、正当防衛を認めなかった。

¹¹ 優生保護法改悪阻止運動、反原発運動、反 F G S 運動、均等法制定過程など多数。

5-2 主婦と売春女性——フェミニズム理論における売買春

◆結婚制度と売買春

「自由意志対強制」の枠組みが担保していたのは結婚制度を問わないことだった。とりわけ高橋喜久江は、売買春を「家庭」と「社会」に敵対するものと位置づけ、家庭内でのみ「対等な性」が得られるとした。そして売春はすべて強制だった。つまり高橋の論は「家庭内性関係対売買春」の二項対立を潜在的に「自由意志対強制」の枠組みに対応させている。すなわち家庭内では自由で対等な男女関係が得られるが売買春では全て強制の関係である。売買春が「悪」であることは、結婚制度が「良い」と対比されて語られる。それぞれの価値づけのためには、他方の価値を反転させることが必要なのだ。

しかし結婚制度が「良い」ことは自明のことだろうか。夫婦間暴力や婚外子差別の問題化が明らかにしたのは、家庭が暴力や差別のない聖域ではないこと、またそれ自体が制度外の関係性を差別する排他的なものであることであった。売買春について論じようとするならば、このような結婚制度の問題性をも視野に含まなければならない。そうでなければ、売買春の善悪還元論を超えることにはならない。

◆フェミニズム理論における「主婦」と「売春女性」

では、このような売買春と結婚制度の裏表の関係、いいかえれば主婦と売春女性の分断をフェミニズム理論はどのように扱っただろうか。

女性労働一般が低く評価されてきたことをマルクス主義フェミニズムやフェミニスト経済学は指摘してきた¹²。しかし、そのさい、女性労働のモデルケースとして概念化されたのは「主婦労働」すなわち主婦が無報酬で行う家事・育児・婚姻内セックスなどである。主婦労働について、その労働の過重さにもかかわらず賃金が全く支払われないことが問われる。一方、対照的に、売春女性の性労働に対しては一応の賃金が支払われる。しかしながら、彼女たちは労働者としての権利は認められていない。売春は「身体を売る」と同義とされ、売買春の際に買春者から暴力を受けても問題化することとは困難である。

主婦と売春女性のこのような対照的な状況は、ある共通点をもつ。実際の代価を支払われているかどうかというレベルとは無関係に、両者とも労働者としては決して認められず、社会的権利を奪われているのだ。

だが、フェミニズム理論においてすら売春が労働として広く認められているとはいえない。

売買春という自然化された領域での女性たちの活動は労働とは見なされない。なぜなら男性の「性

¹² 上野 [1990]、竹中 [1983]、Dalla Costa [1974-82=1986]、Kuhn & Wolpe [1978=1984]、Sargent [1981]。

欲」を解消するのは本来、その男性に所有された女性にとって当然の義務だからである。妻でも恋人でもない女性がその義務を遂行したときのみ、明確に金が与えられる。しかしそれは労働に対して払われる賃金ではない。本来、妻に対して与えられるべき経済的・社会的安定を例外的に金銭化したものである。逆に売春を労働と認定すれば、妻・主婦の仕事も労働、経済行為であることが明らかになってしまう。現行の社会経済システムが主婦労働の抑圧の下に成立していることを隠すために、セックスワークは労働として認められないのである。主婦は自らの被抑圧感をジェンダーの本質主義的認識——身体性に根拠づけられる性役割分担——と売春婦差別により解消する。このような主婦と売春女性の異なる立場をフェミニズム理論はひとつの重要な問題として捉えてはこなかった。

売春女性は、女性運動のみならずフェミニズムがずっと見落としてきた存在であった。それは、売春が課題に挙げられなかったという意味ではない。逆に、売春問題は女性運動の第一の課題であったといってよい。「婦人問題」といえば往々にして売春の問題を意味していたし、売春は「究極の女性差別」¹³といわれてきた。しかし、そこで語られる売春は「道徳的悪」であり、一般社会を「害する」ものであった。それゆえに、女性にとって売春は「決して行ってはいけない墮落した行為」であった¹⁴。

ここに見られるのは、「女性」カテゴリーをめぐる争いである。女性運動が構築しようとしてきた「女性」アイデンティティとは、「売春をしない」ことにあった。セクシズムによって、女性は売春へとおとしめられる。それに対抗しようと女性運動は、売春する女性を否定したのだった。

セクシズムの主要な戦略は「女性」を差別することと「売春女性」を差別することを複合させ、反性差別の論理をひとつのわなにかける。「売春女性」差別は「女性」差別の中核に位置する。だが、単に一方が他方に包含されるのではなく、一方を批判することが他方を強化する結果になってしまうように複合化されている。

5-3 「性」と「労働」

以上のように、主婦と売春女性の関係性を理論化したものはまだほとんどないといってよい。だが、90年代の議論の中で、唯一加藤秀一がその試みを行った。

まず加藤は、「性の商品化」概念に関して、「未だ商品でない人間本来の性といった観念」[加藤 1995: 235]を前提とすることを批判する。「＜性＞は近代資本制／家父長制社会に固有の現象として、その本性上ははじめから「商品」として誕生したのであり、それと同時に、商品でない・本来の性という観念がそれに対する否定の意識として反照的に生み出されたのである」[同 236]という。このようにし

¹³ 高橋 [1981]。

¹⁴ また、藤目ゆきが明らかにしたように、19世紀ヨーロッパ諸国の廃娼運動は、当初は女性解放を目指しながら、実際には売春女性を追放する運動へと変質していった。日本の廃娼運動は当初から欧米の運動をモデルとしたため、反娼・排娼運動と同義であった（藤目 [1997]）。

て、ロマン主義的な性の実体視によらずに、あくまでも近代資本制／家父長制社会の視野において内在的に性を考察するように設定する。

その上で、＜性＞と＜労働＞の関連を問題にする。

近代家族が男性＝賃労働者と女性＝家事労働者（主婦）とから成り立つのだとすれば、そして＜性＞が女性の「主婦」と「娼婦」への相補的分断とともに誕生したのだとすれば、＜労働＞の誕生は＜性＞の誕生の条件をなす、あるいは両者は論理的に同値であるということだ。すなわち、資本制システムの内部において異質な諸領域を貫く「労働そのもの」という概念が成立し、同時に具体的な労働から労働力＝商品が分離されたとき（そこに抽象的人間労働という概念が位置づけられるべき実定性の領野が切り開かれる）、かつそうした＜労働＞の対価として得られる賃金が万人にとって生存の条件となるような社会が成立するとともに、労働力の再生産すなわち生殖メカニズムとして無償の家事労働を担う「主婦」およびその活動舞台としての「近代家族」「家庭」が誕生せしめられる一方、生殖と結びつかない・まったく遊興としての（ただし男性＝賃労働者のみにとってのことだが）性はその境界の外に隔離され、ここに、今われわれが知っているような「男性＝賃労働者」「主婦＝支払われない再生産者としての家事労働者」「娼婦＝支払われる再生産者としての性的サービス労働者」という性別役割のトリアードが構造化された。このとき、女は「主婦」と「娼婦」とに二分されつつ、資本制との関係においては、男性労働力の再生産者として共約すべき位置価を与えられることによって、ついに近代的な幻想としての＜女＞となったのであり、したがって、そのような＜女＞観念を特異点とする＜性＞の観念と諸実践がそこに成立しえたのである。[同 239]

つまり一方で、「商品としての性、そしてそれを担う娼婦」と「本来の性、そしてそれを担う妻」との分割により＜性＞が誕生し、他方で「商品としての労働、そしてそれを担う男性＝賃労働者」と「本来の労働、そしてそれを担う妻＝家事労働者」との分割により＜労働＞が誕生する。このように、＜労働＞の成立と＜性＞の成立は内的に不可分な連関をもっているのである。そして「＜労働力＝商品＞の誕生とともに、＜性＞ははじめて、またはじめから、＜性＝商品＞として誕生しえた」との認識にいたる。

この認識により、「娼婦」と「妻」は同じ座標の上にある存在として理解する途が開けた。しかしその上で、見落とされているのが「娼婦」と「妻」の権力関係である。加藤の分析の最後に唐突に挿入される「女」という言葉は、「労働」とは一旦関わりなく「性」からのみ導かれうるものである。ここでは、安易に「娼婦」と「妻」を「女」によって一括するよりも、その一歩手前に踏みとどまって、「労働／性」を考えてみたい。

「男性／妻／娼婦」という「性別役割のトリアード」において、特権的な位置にあるのは、「男性」ではなく、「妻」である。「妻」は「本来の性」と「本来の労働」をふたつながら体現する存在としてあるのだ。そして逆に、「娼婦」はそのどちらももたない存在として、ある。

ゼロの地点にいるのはやはり男である。「妻」と「娼婦」は、男をゼロとして、両極へと背を向け合って分裂してゆく。

5-4 リブと娼婦

70年代前半の日本でまきおこったリブ運動のリーダーのひとり、田中美津は、「主婦」と「娼婦」の両義的な関係性を鋭く認識していた。

田中は、「主婦と娼婦が同じ穴のむじな一族であることはよく知られた事実である」[田中;1992: 17]という。

女は作られる。メスとして作られる。「お嫁にいけなくなりますよ」という恫喝のなかで、女は唯一男の目の中、腕の中に＜女らしさ＞をもって存在証明すべく作られる。女の生きがいとは男に向けて尻尾をふっていく中にあるという訳なのだ。この尻尾のふり方の違いが厚化粧から素顔までの、さまざまなメスぶりとなってあらわれるのだが、しかし、所詮他人の目の中に見出だそうとする自分とは、＜どこにもいない女＞であって、その＜どこにもいない女＞をあてにして、生ま身の＜ここにいる女＞の生きがいにしようとするれば、不安と焦燥の中で切り裂かれていくは必然なのだ。[同 19]

男に自己の評価軸を譲り渡し、媚びて生きていく。その結果、自己疎外感に悩まされるのは、主婦も娼婦も同じであるとする。ここまでであれば、川畑の性的奴隷制論と構図は同じだ。しかし、田中はここでとどまらず、自らのホステス経験の中から、主婦と娼婦の格差を指摘する。

「奴隷」とか「メス」などということばではとても間に合わない屈辱感、まさしくおまんこさらして金をもらっている実感で、あたしは悲鳴をあげ続けた。喰いっぱぐれたら水商売と、心のどこかにうそぶきつつも、決して水商売には飛び込まない、「主婦」という名で生きるメスの、その動物的直感の正しさに、あたしは今さらながら感じ入った。主婦とホステスも、共にメスとして、おまんこさらして生きるには違いはなくとも、さらしっぱなしにするか、一枚ベールをかけられるか、その違いは大きかった。[同 74]

家族制度の重要な担い手として合法的に承認された存在である妻と、非合法的スティグマ化された

存在である娼婦との歩み寄れなさに田中は気付いていた。そして自分を「ホステスにもなれず、主婦にもなれない役立たずのメス」とした上で、リブの原点ともいうべき宣言をする。

無論ホステスをするに至る必然と、リブをするに至る必然を同じ位置において語ることはできない。しかし、もしあたしがホステスという職業を選択しえたという、そのことだけをもってあたしと、その、選択もへったくれもなくホステスをやっている女たちを比べ、論じて、あたしの生きざまの軽さを否定することは、己れ自身に許せない。…（略）…あたしは再度、ホステスをやってみようと思っている。「喰いっぱぐれたら水商売」の甘さ吹き飛んだあとで、一体なにが視えてくるか。今度こそ、ホステスからひっぱたかれたら、ひっぱたき返せるあたしでありたい。相手の生きざまに対し、己れの生きざまをもって対峙していく以外に＜出会う＞ということはありえないのだから。…（略）…相互する本音をふたつながら抱えてその中でとり乱していくしか生きざまもへったくれもないあたしたち女であれば、例え女同士であれ、女同士！の語感の安らぎを最初からアテにしてはならないし、そしてできないのだ。〔同 76〕

自己のふるまいの「娼婦性」を意識しながら、娼婦ではない「まっとうな」地位で生きていける、多くの女性たちの、その足場への疑いと、「選択もへったくれもなくホステスをやっている女たち」とむき合うことの可能性へと自己を拓く宣言であろう。

ここで見てくるのは、個々の女性への抑圧を女性の分断が可能にするということではないだろうか。「男を間に互いに切り裂き合ってきた女の、その歴史性」というときの田中の視線は、セクシズムとは男と女の覇権争いというよりはむしろ女性同士への抗争の強制を意味することを指し示している。とすると、売春女性への暴力を解決するためには、売春女性と非売春女性の分断こそがのりこえられべきであることを意味しているのではないだろうか。

そして、分断を隠蔽したままの売買春の是非論こそが、「女」の同質性という幻想を肥大させ、分断を再生産していくのである。

6 結びに代えて

ここまで、90年代売買春論を中心に、ときには時期をさかのぼって売買春の言説をみてきた。振り返って見れば、売買春は「究極の婦人問題」といわれてきた。そしてそのテーゼに多数の女性がひきつけられ、膨大なエネルギーを運動に注いできた。そこには自分の抑圧を売買春の問題とつなげて考える直観があっただろう。そしてその直観が既存の言説に吞まれ、売買春を社会的な権力関係とは離れた固定した「風景」として見ることになったとき、その直観は空回りしていく。

直観を安易にテーゼに固定するのではなく、丹念に言葉をつむいでいくことで、娼婦と妻の分断から少しでも脱けられれば、その直観は密かに、だが確実に開かれていくだろう。本稿がそのような実践の一步となることを願って、一旦の終わりとしたい。

引用・参考文献

- 浅野千恵, 1998a, 「混迷するセックスワーク論」『現代思想』第26巻8号 青土社.
- , 1998b, 「『性=人格論批判』を批判する」『現代思想』第26巻12号 青土社.
- , 1998c, 「セックスワーカーを搾取しないフェミニズムであるために」 河野編 [1998].
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble: Feminism and the subversion of identity* (Routledge)=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社.
- , 1992, “Contingent Foundations ; Feminism and the Question of ‘Postmodernism’” in Butler and Joan W. Scott (eds), *Feminists Theorize the Political* (New York Routledge). =2000, 中馬祥子訳「偶発的な基礎付け」『アソシエ 第3号』御茶ノ水書房.
- , 1997, preface in *Excitable Speech : A Politics of the Performative* (Routledge) =1998, 竹村和子訳「触発する言葉」『思想』岩波書店 1998年10月号.
- Coward, Rosalind, 1983, *Patriarchal Precedents : Sexuality and Relations* (Routledge & Kegan Paul).
- ダグラス・ラミス, 2000, 『憲法と戦争』晶文社.
- Delacoste, Frederique & Alexander Priscilla (ed), 1987, *Sexwork: Writing by Women in the Sex Industry* (Pittsburgh: Cleis Press)=1993, パンドラ監訳『セックス・ワーク』現代書館.
- Dalla Costa, Mariarosa, 1974-1982=1986, 伊田久美子・伊藤公雄編訳『家事労働に賃金を』インパクト出版会.
- 江原由美子編, 1992, 『フェミニズムの主張』勁草書房.
- 編, 1995, 『フェミニズムの主張2 性の商品化』勁草書房.
- 藤目ゆき, 1997, 『性の歴史学——公娼制度・墮胎罪から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版.
- , 1999, 「冷戦体制形成期の米軍と性暴力」『女性・戦争・人権』第2号 行路社.
- , 2000, 「国際女性調査団の見た朝鮮戦争」『女性・戦争・人権』第3号 行路社.
- 編, 2000, 『国連軍の犯罪』不二出版.
- 深江誠子, 1995, 「プレイタウンで焼け死んだホステスたち」 江原他編 [1995].
- 橋爪大三郎, 1992, 「売春のどこが悪い」 江原編 [1992].
- 宝月誠, 1998, 『社会生活のコントロール』恒星社厚生閣.
- 池袋事件を考える会, 1988, 『「池袋・買春男性死亡事件」報告集』.
- 加藤秀一, 1995, 「＜性の商品化＞をめぐるノート」 江原編 [1995].
- , 1998, 『性現象論 差異とセクシュアリティの社会学』勁草書房.
- 川畑智子, 1995, 「性的奴隷制からの解放を求めて」 江原編 [1995].
- , 1999, 「売春防止法が女性に与える影響」 SEXUAL RIGHTS PROJECT 編 [1999].
- 河野貴代美, 1998, 『セクシュアリティをめぐる』新水社.

- Kuhn, A & A, Wolpe (ed.) 1978, *Feminism and Materialism* (Routledge & Kegan Paul)=1984, 上野千鶴子他訳『マルクス主義フェミニズムの挑戦』勁草書房.
- Lim, Lin Lean (ed), 1998, *The Sex Sector* (International Labour Organization)=1999, 津田守・さくまゆみこ他訳『セックス「産業」——東南アジアにおける売買春の背景』日本労働研究機構.
- 松井やより, 1996, 「セクシュアル・ライツとは何か」『女たちの21世紀』9号 アジア女性資料センター.
- 松沢呉一+スタジオ・ポット編, 2000, 『売る売らないはワタシが決める』ポット出版.
- 宮台真司, 1994, 『制服少女たちの選択』講談社.
- 編, 1998, 『＜性の自己決定＞原論』紀伊国屋書店.
- Sargent, Lidia (ed), 1981, *Women and Revolution* (South End Press) =1991, 田中かずこ訳『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房.
- 瀬地山角, 1992, 「よりよい性の商品化をめざして」 江原編 [1992].
- SEXUAL RIGHTS PROJECT 編, 1999, 『買売春解体新書』柘植書房新社.
- Sokoloff, Natalie, 1980, *Between Money and Love: the dialectics of women's home and market work* (Praeger publishers) =1987, 江原他訳『お金と愛情の間——マルクス主義フェミニズムの展開』勁草書房.
- 鈴木裕子, 1997, 「セカンド・レイプにほかならない」『世界』1997年3月号.
- 高橋喜久江, 1981, 「売春は究極の女性差別」『思想の科学』1981年2月号.
- 竹中恵美子編, 1983, 『女子労働論』有斐閣.
- 田中美津, 1992, 『いのちの女たちへ』河出書房.
- 田崎英明編, 1997, 『売る身体・買う身体 セックス・ワーク論の射程』青弓社.
- Truong, Thanh-Dam, 1990, *Sex, Money and Morality: Prostitution and Tourism in Southeast Asia* (Zed Books)=1993, 田中紀子・山下明子訳『売春——性労働の社会構造と国際経済』明石書店.
- 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制』岩波書店.
- , 1998b, 『発情装置』筑摩書房.
- Weeks, Jeffrey, 1986, *Sexuality* (Ellis Horwood)=1996, 上野千鶴子監訳『セクシュアリティ』河出書房新社.
- 吉見義明, 1997, 「歴史資料をどう読むか」『世界』1997年3月号.
- ゆのまえ知子, 1997, 「買売春問題とフェミニズム」ゆのまえ他編 [1997].
- 他編, 1997, 『買売春問題資料集成 戦前編 第1巻 売娼運動I』不二出版.

(きくち なつの・博士後期課程)

A Reconsideration of Feminism and the View on Prostitution: The Myth of “Free Will versus Compulsion”

Natsuno KIKUCHI

This paper aims at reconsidering the view on prostitution during the 1990s in Japan. When people discuss the issue of prostitution in general, they have tended to reduce the problem into whether it is morally right or wrong. Especially in the 90s, it was often discussed around the dualistic notion of "free will versus compulsion", which have prevented us to see what exactly structuralizes the complex relationship between prostitution and the violence against women.

Among the dominant discourses on prostitution during this period, there were some varieties. On one hand, there were discourses that condemn prostitution to be perfectly evil. It had become a convention for the anti-prostitution movement to regard prostitution as a greatest violence and discrimination against women. Such scholars as Daisabourou HASHIDUME and Kaku SECHIYAMA, on the other hand, have objected to the idea that prostitution is essentially bad. Their position was to affirm the act as far as it were carried out without violence and discrimination against women. Their debate tells us that, whether they deny it or not, their concern was to condemn whether prostitution is morally right or wrong. Instead, we proposed to ask why it has always been looked at in such a way. In pursuing the question in this paper, we have clarified the processes in which discourses on prostitution inevitably fell into the reductionism.

Finally, we turned to the alternative approach to prostitution advocated by Mitsu TANAKA. It is a distinctive approach that turns our attention to the divided status of Japanese women. By making reference to TANAKA's argument, we have investigated a new way to situate prostitution more fundamentally and offered a clue to the situation into which modern Japanese women are put.